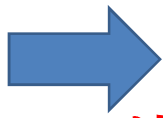


貸金業法施行後の状況

◎2006年貸金業法改正以前の状況

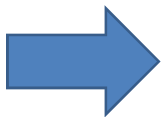
- ・サラ金利用者 1 4 0 0 万人
- ・5件以上借入の多重債務者 2 3 0 万人
- ・自己破産者 年間 1 8 万 4 0 0 0 人
- ・経済・生活苦による自殺者 年間 7 8 0 0 人

※自己破産件数・自殺者数は平成17年の統計

 **正規の貸金業者を利用しても、多数の者が経済的に破綻**

その原因

高金利は過剰与信を誘発し、過剰与信は過酷な取り立てを誘発し、過酷な取り立ては借り手を自転車操業に追い込み、多重債務に陥らせる。

 **「高金利、過剰与信、過酷な取立て」**
のいわゆる**サラ金三悪**

そこで...

◎2006年貸金業法改正

多重債務問題を解決し、安心して利用できる貸金市場を目指す

➡ **問題の根本を規制**し、新たな多重債務者の発生を抑止

サラ金三悪

- ・高金利
- ・過剰与信
- ・過酷な取立て

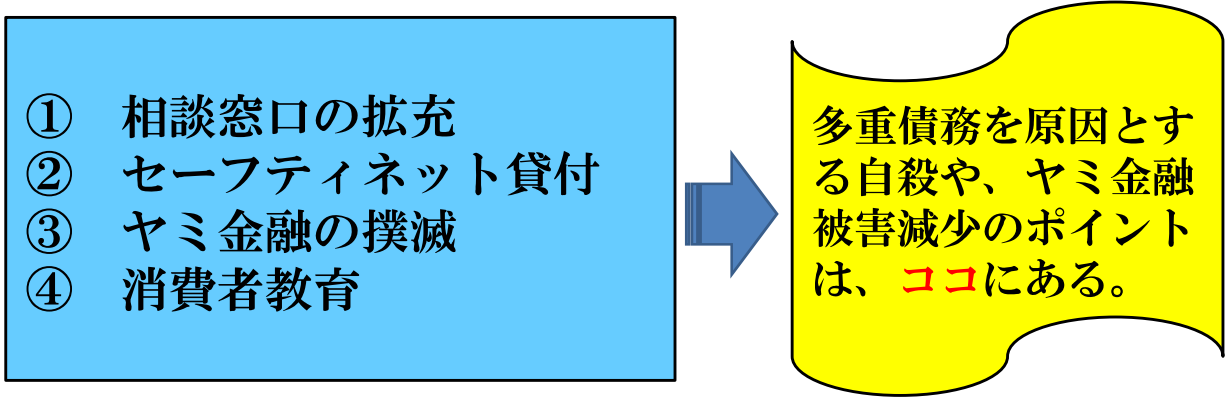
貸金業法

- ◎上限金利引下げ
- ◎総量規制
- ◎行為規制・参入規制

◎ 2007年多重債務問題改善プログラム

多重債務改善プログラムを官民共同で推進。

業者規制だけでなく、**公的制度・社会的連携**を構築。

- 
- ① 相談窓口の拡充
 - ② セーフティネット貸付
 - ③ ヤミ金融の撲滅
 - ④ 消費者教育

多重債務を原因とする自殺や、ヤミ金融被害減少のポイントは、**ココ**にある。

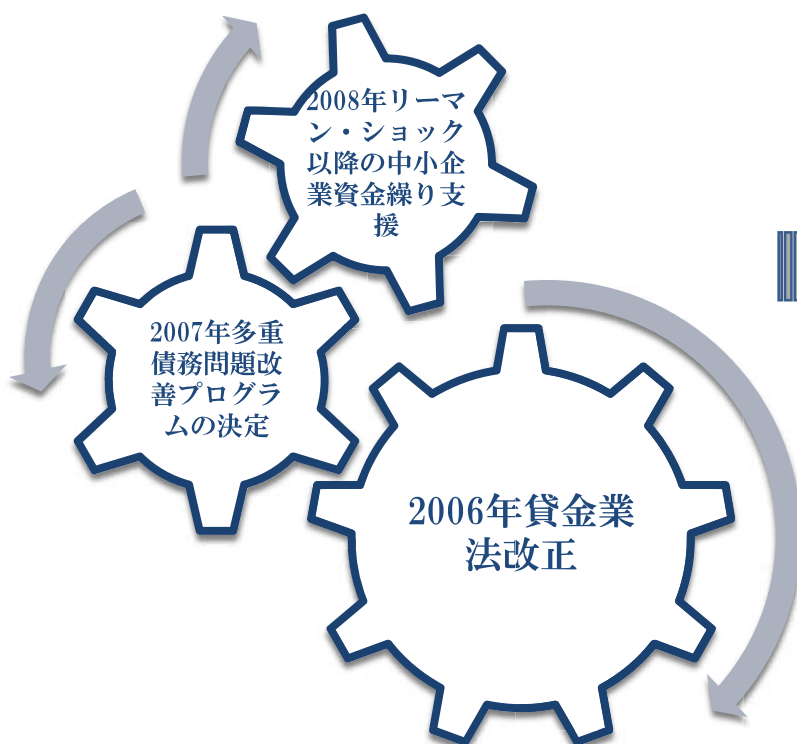
◎ 2008年リーマン・ショック以降の中小企業資金繰り支援

- ・ 緊急保証制度・セーフティネット貸付け
- ・ 中小企業金融円滑化法・金融検査マニュアル改訂
- ・ 中小企業経営力強化支援法



消費者金融に頼らない資金繰りの支援こそが、中小企業に対する何よりの支援に。

現状は…



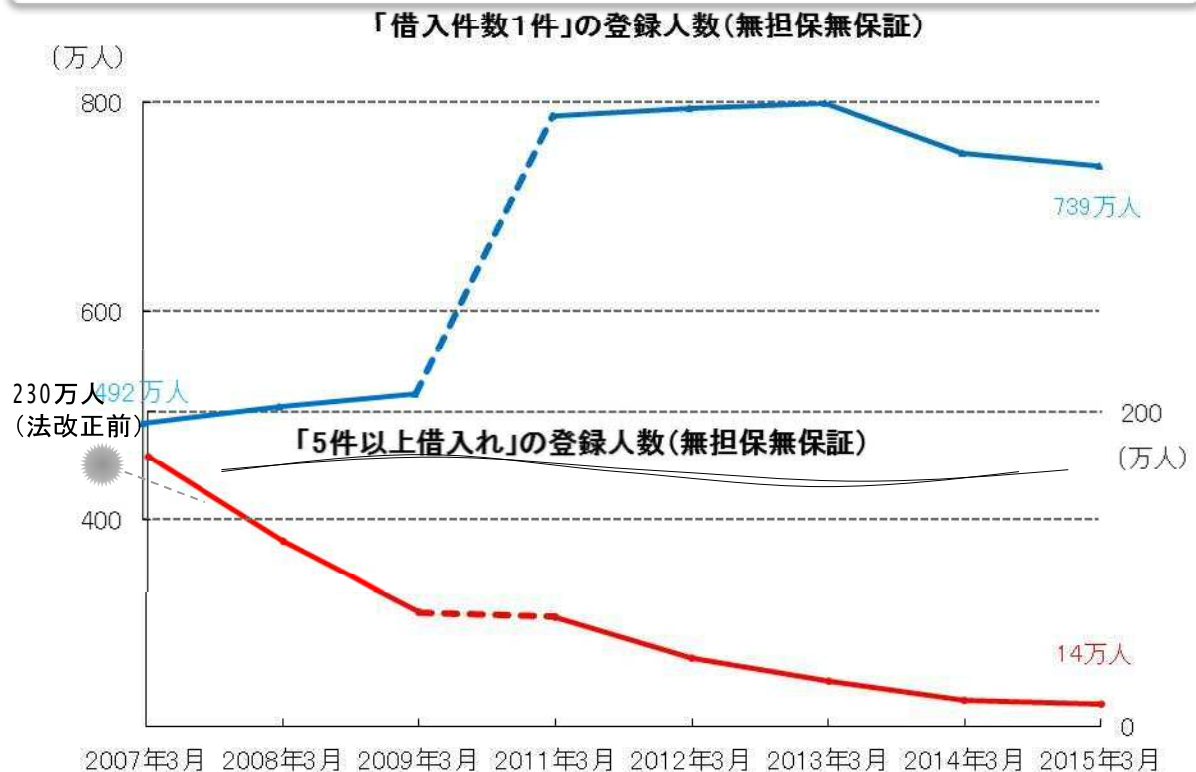
3つの政策が相互作用を産み、**大きな効果**を挙げている。

一連の法改正による効果

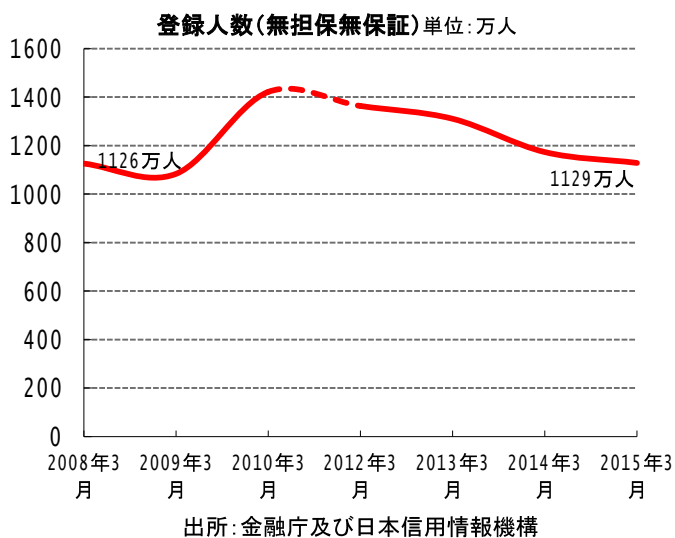
- **多重債務者の大幅な減少**
- **破産件数・経済苦を理由とする自殺者の減少**
- **ヤミ金融被害の減少** …etc

➡ **総量規制撤廃・金利引上げを拙速に行う必要性はない。**

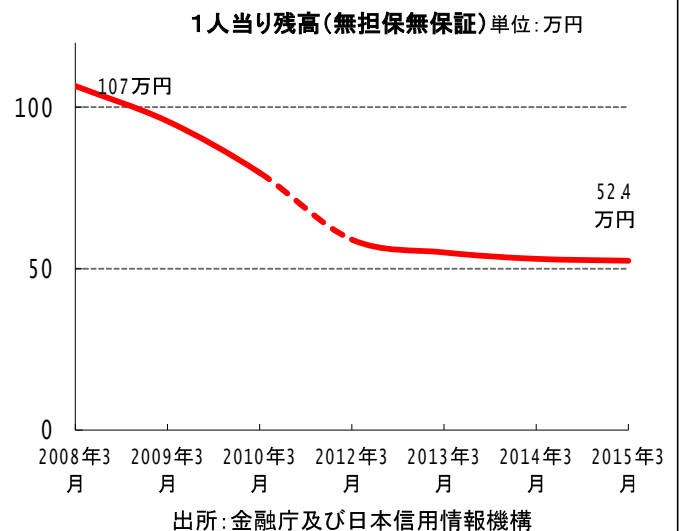
◎多重債務者は確実に大幅に減少。



法改正前は230万人だった「5件以上借入れ」の者は、171万人（2007年）から14万人（2015年）へと大幅減少。逆に、借入れ件数1件の者は増加。



現在の登録人数1129万人は、労働力人口（2014年3月で約6581万人）に対し、およそ6人に1人の割合。



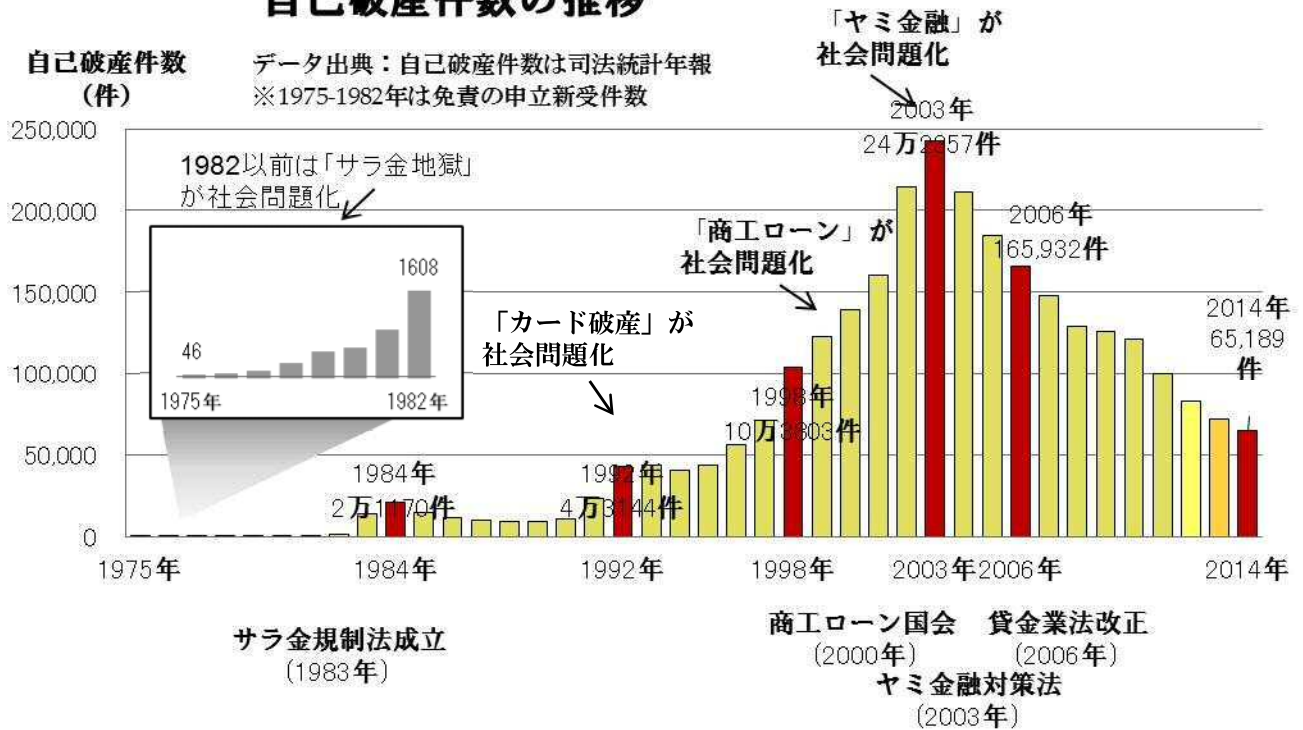
1人当たり借入残高は117万円（2007年）から52万4000円（2015年）へ。

現状は……

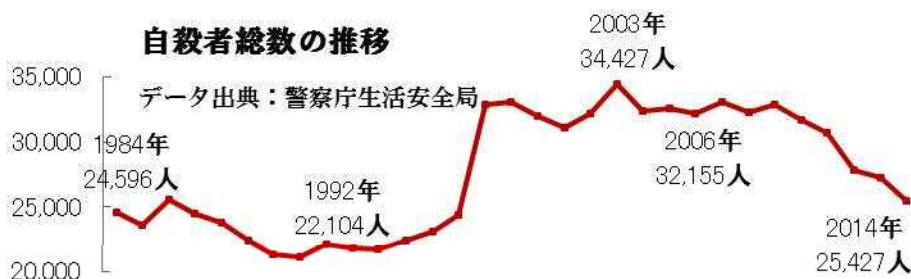
× 「返済能力がある人に貸せない」 ○ 「貸し過ぎが減っている」

◎破産・自殺は減少。しかし高金利を容認すれば、再燃の恐れ。

自己破産件数の推移



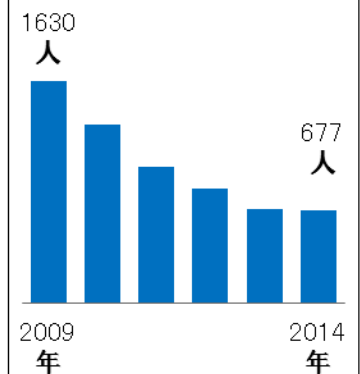
自殺者総数の推移



経済・生活問題を原因とする自殺者数の推移

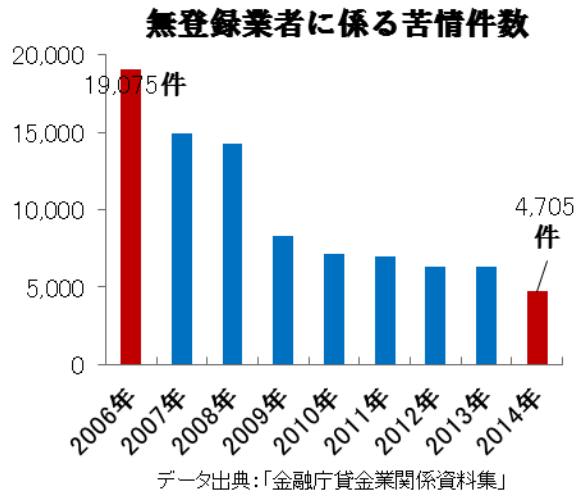


負債（多重債務）を原因とする自殺者数



◎ ヤミ金融被害も、着実に減少している。

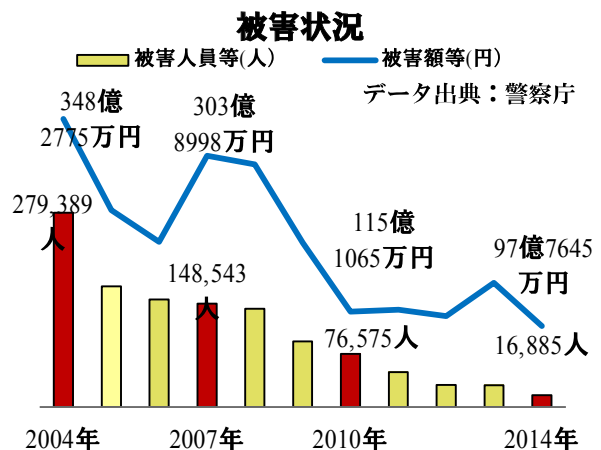
金融庁・財務局・都道府県



消費者センター



警察



※ 2014年の数字が増加しているのは、「ヤミ金融関連事犯(貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等の犯罪)」が前年比98件増加しているためであり、「無登録・高金利事犯(貸金業法違反、出資法違反)」の検挙件数自体は151件と前年より17事件減少している。

日本貸金業協会



どのデータを見ても、
改正前に比べてヤミ
金融被害は確実に減
少している。

◎高金利の復活は、中小企業の支援にはならない。

中小企業向け貸出残高の規模（2014年3月末）



データ出典：中小企業庁及び金融庁

商工会議所では……

中小企業の資金繰りの悪化要因として「改正貸金業法の影響」をあげたのは、0%。本業の不振こそが問題。

中小企業の資金繰りの悪化要因(いずれも%)
(2011年2月～2013年2月)

	2011年 2月	2012年 2月	2013年 2月
販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	78.5	85.9	92.4
融資審査等、金融機関の融資態度	9.4	3.7	5.9
融資期間・返済条件等、金融機関の融資条件	4.9	7.6	1.0
改正貸金業法の施行の影響等ノンバンクの融資態度	0.0	0.0	0.0
セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	7.2	2.9	0.7

出所：金融庁「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」

(2014年2月～2015年2月)

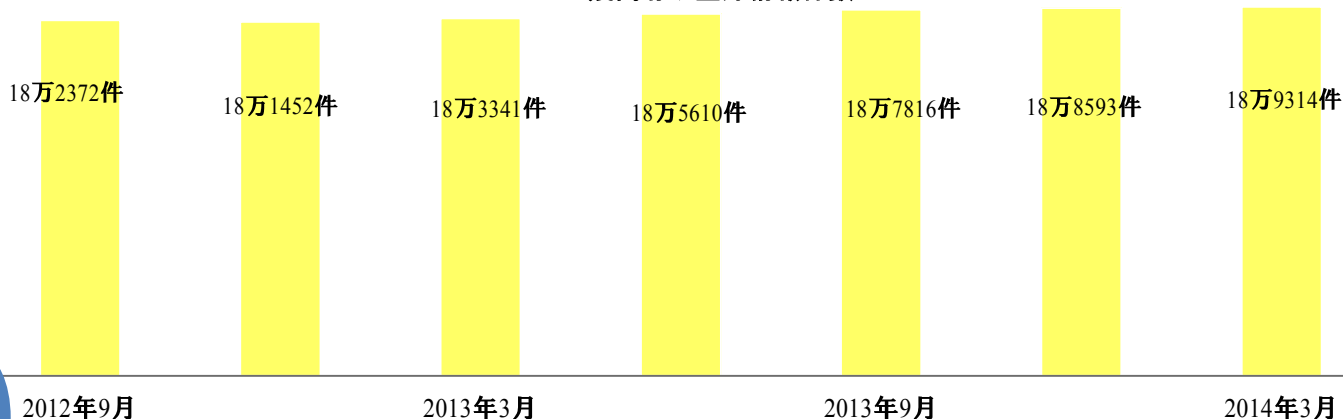
	2014年 2月	5月	8月	11月	2015 2月
販売不振・在庫の長期化等中小企業の営業要因	98.7	100.0	98.1	97.4	99.4
金融機関の融資態度や融資条件等	1.3	0.0	1.9	2.6	0.6
東日本大震災や福島原発事故等の影響	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
改正貸金業法の施行の影響等ノンバンクの融資態度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

個人事業主は？

総量規制の「例外貸付け」は、A4版1枚の「事業・資金・収支計画」を提出し、返済能力を超えないと認められれば、年収3分の1を超える借入れが可能。利用状況は、2012年9月以降は、微増ないし横這いの状況。

「事業を営む個人顧客に対する貸付け」（総量規制の例外）の登録状況

■ 残高有り登録情報件数



データ出典：日本信用情報機構

◎一部業者への認可制導入によって、改正の趣旨が骨抜きになる恐れ。

与党内で、一定の純資産額を有するなど、一定の条件を満たす貸金業者を「認可貸金業者」と認定し、認可貸金業者には、①上限金利29.2%までの貸付を認める、②総量規制の適用対象外とする、などの改正案が検討されている。

しかしながら...

貸金業者は寡占化が進んでおり、消費者向無担保貸付の**残高上位5社**に認可を与えるだけで、**消費者向無担保貸付の85.2%**の貸付について、金利29.2%の貸出が可能となり、総量規制の対象外となる。

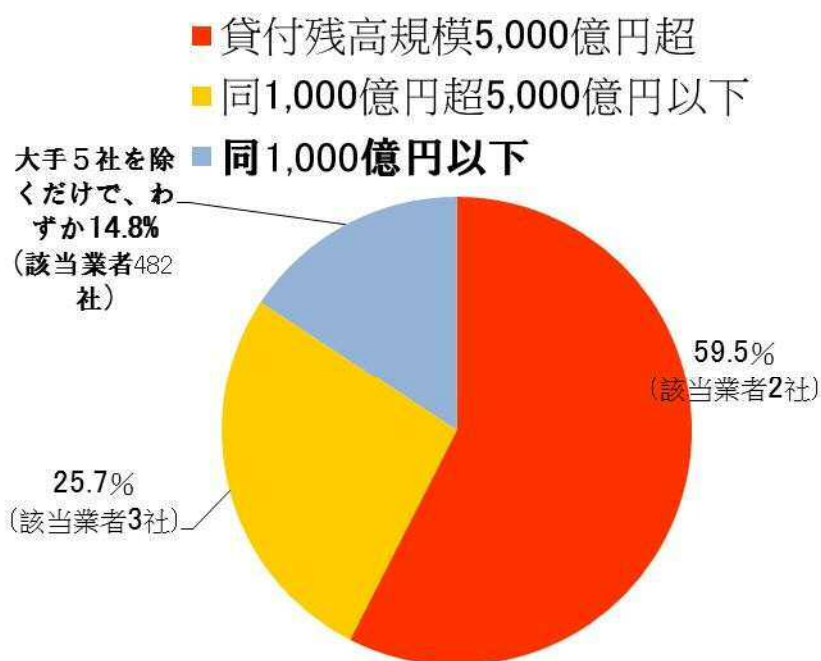
貸付残高規模	該当業者数	消費者向け無担保貸付残高	
		残高(億円)	構成比(%)
5,000億円超	2	13,901	59.5
1,000億円超～5,000億円以下	3	5,994	25.7
500億円超～1,000億円以下	0		
100億円超～500億円以下	10	2,189	9.4
50億円超～100億円以下	3	236	1.0
10億円超～50億円以下	23	530	2.3
5億円超～10億円以下	25	183	0.8
1億円超～5億円以下	91	194	0.8
5,000万円超～1億円以下	97	70	0.3
1,000万円超～5,000万円以下	162	49	0.2
1,000万円以下	71	2	0.0
合計	487	23,352	100.0

85.2 %

データ出典「金融庁・貸金業関係資料集（消費者向無担保貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）・平成26年3月末現在）」

→ 一部業者への認可制導入を認めると、改正貸金業法の趣旨が骨抜きとなり、これまでの成果が水の泡になる危険性大。

貸金業界の寡占化の状況 (消費者向け無担保貸付残高の割合)



ちなみに…

消費者金融大手A社の平均調達金利は、**1.81%**。
消費者金融大手B社の平均調達金利は、**0.93%**。
大手信販業者C社の平均調達金利は、**1.18%**。

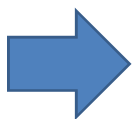
データ出典：平成26年3月期の各社の有価証券報告書

➡ 寡占状況の上、低利での資金調達もできる大手業者に、今、ここで29.2%の高金利を認める必要性は？

金利規制の推移

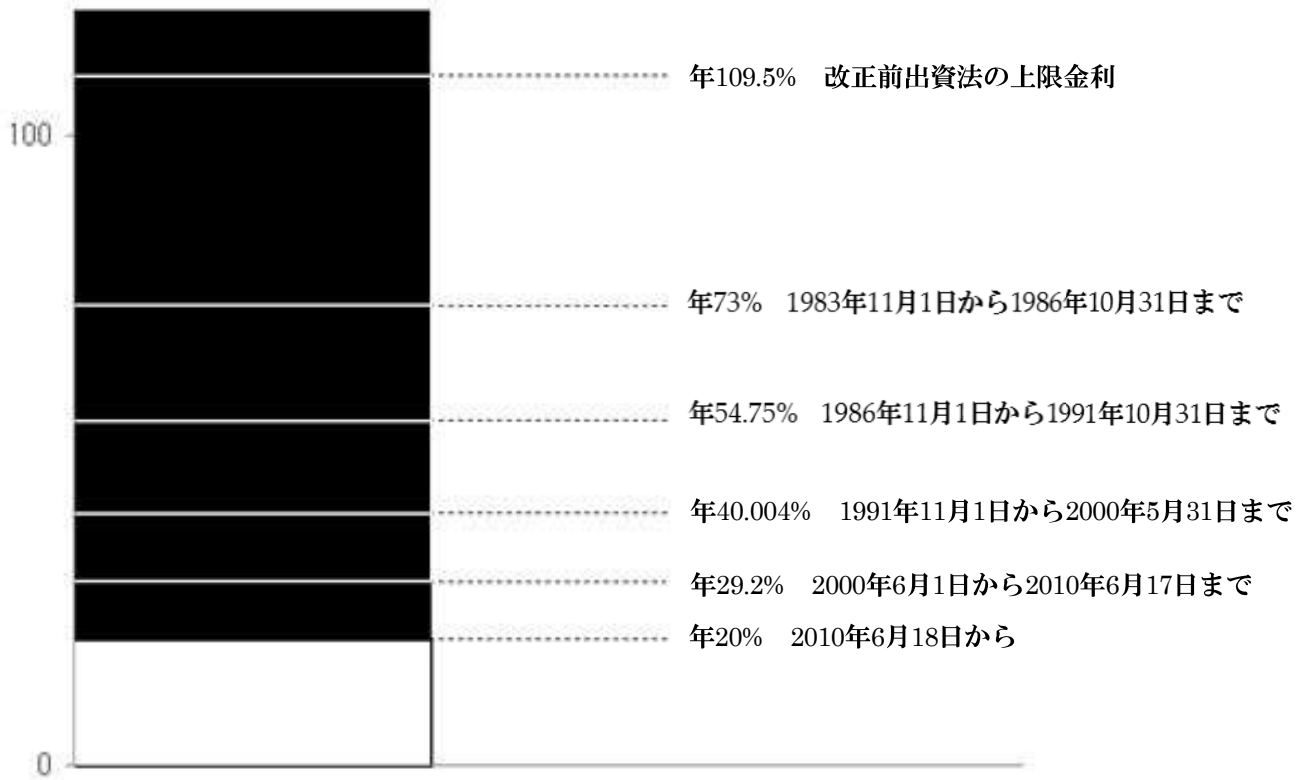
利息制限法の制限利率の推移		
制限利率		<銀行貸出約定平均金利>
①明治10年9月11日 太政官布告 (1877年) 100円未満 100円以上1000円未満 1000円以上	年20% 年15% 年12%	年9.9645% (約10%)
②大正8年 法改正 (1919年) 100円未満 100円以上1000円未満 1000円以上	年15% 年12% 年10%	年8.0665% (約8%) (大正5,6,7年は約7%)
③昭和29年 法改正 (1954年) 10万円未満 10万円以上100万円未満 100万円以上	年20% 年18% 年15%	年9.08% (昭和24~28年は年10~12%)
④平成18年12月		年1.766%
⑤平成24年3月		年1.428%

銀行貸出約定平均金利が年10%の時代でも、利息制限法の制限利率の上限は年20%



明治以来、利息制限法の制限利率が年29.2%となったことは一度もない。

出資法の上限金利の推移



認可制を導入すると...

多くの利用者が年利29.2%での借入れを強いられることとなり、出資法によって高利を処罰し、消費者の保護（多重債務の防止）を図ってきた法の趣旨がなし崩しとなる恐れがある。